



No.16

2015年1月発行
日本共産党
深谷市議団
住所
深谷市上野台
507-122



清水おさむ
048-583-4726



清水むつみ
048-574-3986

十二月議会をどうする

平成二十六年深谷市議会第四回定例会が十一月二十五日から十二月十七日の日程で開催され、市長提出議案三十二件、議員提出議案二件、請願二件などが審議されました。日本共産党市議団は、市長提出議案のうち国保税の引き上げと土地利用構想図の変更、新市建設計画の変更の三件について反対しましたので、その内容についてお知らせします。

国保税の引き上げについて

国保税の引き上げについては、所得割のほかに均等割（応益割）も引き上げるもので、無職の方や低所得者に重くのしかかり、滞納者を増やしてしまうことにもなります。今、市民から求められているのは、高く納めるのが大変な国保税の引き下げです。

土地利用構想図の変更について

これは、花園地域にアウトレットモールを誘致するため、これまでの農業系ゾーンを交流・連携拠点に変更するものです。アウトレット誘致の目的は、継続的な自主財源の確保。観光と農業を軸とした経済の活性化。県北西部地域全体の発展。又、効果として、税収増や雇用の創出。アウトレットの来場者を市内に誘導することで多くの経済波及効果が生まれる。といっていますが、誘致による経済効果などについて市が調査を委託した埼玉りそな振興財団の報告によりますと、「アウトレットの年間来場者650万人のうち130万人が周辺地域を訪れ、観光消費を行う」という試算を示していますが、「深谷市内で、来場者による多くの経済波及効果が生まれる」という試算は示しておりません。又、目的で「県

北西部地域全体の発展」といっていますが、36億円の事業費を負担するのは深谷市だけです。以上のことから、事業の目的や経済効果、持続可能な地域社会という観点で、大きな問題を抱えた事業だと指摘せざるを得ません。この地域は優良農地であり、営農環境の保全、向上及び集落環境の保全、育成にこそ市は力を注ぐべきです。

新市建設計画の変更について

これは、合併特例債を活用して、市役所本庁舎建設を最優先に進めるために建設計画の計画期間等を変更するものです。本庁舎建設については、東日本大震災後に市役所の耐震化対策について比較検討した結果、「市役所本庁舎と外部庁舎を集約して新庁舎を建設」するのが、今後六十年間のトータルコストが最も少ないということに基づいて進められてきた計画です。そうした中、十二月議会で提出された市の財政計画による平成三十二年度までの財政見通しは、「合併による財政優遇措置の終了や人口減少と少子高齢化の進展、公共施設及びインフラの老朽化への対応」など、きわめて厳しいもので、市財政の市民サービスへの影響が危惧されます。以上のような理由から、市役所の耐震化対策については、新しく建てるのではなく、耐震補強して当面継続使用すべきです。

一般質問

清水むつみ議員

子どものインフルエンザ予防接種の助成を

問 高齢者のインフルエンザ予防接種は自己負担千円で接種できるが、子どもたちには助成がなく全額自己負担しなければならない。しかも子どもは二回接種しなければならない。子どものインフルエンザ予防接種の助成を行うべきであると思いが。

答 高齢者は定期接種となっているが子どもは任意接種となっているため経済的な助成は考えていない。

人間ドック助成額の増額を

問 深谷市の国保の人間ドック助成額は一万七千五百円と近隣の行政区と比べても低い額になっている。せめてお隣の本市と同じ二万円程度に増額できないか。

答 個々の助成額を引き上げるのではなく希望する方が全員受検できるように、予算枠を増やし対応している。

(裏につづく)

図書館の電話予約について

問 現在インターネットを使った本の予約は充実しているが、電話での予約は行っていません。インターネットを利用

一般質問

清水おさむ議員

アウトレットモール誘致についての市の認識について

問 この地域は優良農地であり、農業としてやっていけるような支援をするのが市の役割ではないのか。優良農地を開発することと農業振興についてどう考えているのか。

答 開発によって優良農地が減少することになるが、それ以上の効果が得られるよう努力する。

問 「アウトレットの来場者を市内に誘導することで、多くの経済波及効果が生まれる」といつているが、どのくらいの波及効果が生まれるのか。又、その根拠は。

答 年間来場者の約2割にあたる130万人が周辺地域を訪れ、観光消費を行うものと試算している。

問 「本市をはじめ、県北西部地域全体が発展するために本事業を実施する」といつているが、それらの地域の事業費負担はどのくらいなのか。

答 関係市町村への事業費負担は考えていない。

問 全国では、誘致した大企業がその後撤退する事例もあるが、本事業ではそのようなことはないのか。又、その保障は。

答 経営状態や事業経歴などを判断し選定するので、数年で撤退するリスクは低いと考える。又、万一の撤退に備え、契約後に保証金の預託を義務付けている。

問 事業費36億円の財源確保はどのように行うのか。

答 合併特例債を活用する。

見解 市が大々的に宣伝している「アウトレット来場者の市内への誘導で多くの経済波及効果」についてその根拠をただしたのに対して、「来場者の2割が周辺地域を訪れ、観光消費を行う」と示しただけで、市内を訪れることによる大きな経済波及効果の根拠は示しませんでした。経済波及効果の根拠も示せない事業に、28ヘクタールの優良農地を開発し、36億円もの市民の血税を投入するなどもつてのほかです。



できない方に対して電話予約を可能にすべきではないか。
答 現在のシステムに合わせた電話予約サービスの実施に向けた作業をすすめる。

住宅リフォーム助成制度の創設について

問 この制度は、台所や風呂場など、個人住宅の改修に一定の限度額を設けて補助金を支出するもので、住宅の改善を促進します。地元業者への工事の発注が条件になっているため、市内業者の仕事の確保や雇用の創出、さらに、地域経済の活性化に役立つとともに大きな経済波及効果を生み出すといわれています。現在、県内26の自治体(平成二十四年度調査)

で実施していますが、どこでも投資した予算の数倍から十数倍の効果を上げ、地域経済の活性化に貢献しています。日本共産党市議団は、この間ずっと制度の創設を求めてきました。それが実現に至っていません。そうした中、去る九月議会で、市民から提出された「住宅リフォーム助成制度の創設」を求める請願が採択されました。これまで、日本共産党市議団だけの要求にすぎなかった制度の創設を求める声が、採択によって「議会の意志」となったのです。あらためて市長に制度の創設を求めます。

答 住宅のリフォームを行う方に対し無条件に個人の財産形成に対し助成することや、特定の業界への偏った支援となるため、制度の創設は考えていない。

見解 「個人の財産形成への助成はできない」ということですが、住宅について国土交通省は、「単に個人の私的財産と考えているのではなく、都市や街並みの重要な構成要素であること、安全・環境・福祉・文化といった地域の環境に大きな影響を及ぼすという意味で社会性を有すると考えている。・・・従来の考えとして個人資産に公費を投入しづらいという考えはあったが、今はそれが一般的とは決して思はない」という見解を示しています。又、日本経済団体連合会は提言で、「住宅投資は内需の柱である。住宅産業ばかりか裾野の広い関連産業を含めた経済や雇用に大きな波及効果があり、地域さらには国全体の経済を下支えしている。・・・住宅は人々が日々の生活を営み、良好な街並みや地域コミュニティを形成するのに不可欠であり、個人資産にとどまらない社会的資産である」と述べています。又、「特定の業界・・・」との答弁については、市内の業者はすべて対象であり、的外れの答弁と言わざるを得ないもので、これら一連の答弁は、請願者に対してきわめて不誠実な対応であり、議会軽視の対応だと指摘せざるをえません。